

## 新型コロナウイルス感染対策に係る建設現場における遠隔臨場の試行方針

### 1 目的

建設現場における遠隔臨場の実施に当たっては、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）」（令和3年3月）（以下「要領（案）」という。）及び「建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査試行要領（案）」（令和3年3月）（以下「監督・検査要領（案）」という。）によることを基本とするが、新型コロナウイルス感染対策として実施する遠隔臨場の対象工事及び費用の負担については、本試行方針にて定めるものとする。

### 2 対象工事

京都市建設局が発注する工事のうち、以下の（１）、（２）の条件を満足し遠隔臨場が実施可能であり、新型コロナウイルス感染対策として遠隔臨場を実施する工事を対象とする。

- （１）段階確認・材料確認又は立会を映像確認できる工種
- （２）遠隔臨場を実施可能な通信環境を確保できる現場

なお、特に以下の条件にあてはまるものが望ましい。

- （１）施工現場が遠隔地等であり、立会等を実施するに当たり、発注者が施工現場との往復に多くの時間を要する工事
- （２）構造物等の立会頻度が多い工事

### 3 費用の負担

#### （１）受注者希望型の場合

施工計画書への反映と確実な履行が行われた場合は、遠隔臨場の実施に掛かる費用の全額を設計変更の対象とし、「（３）費用の算出方法」に従い、技術管理費に積上げ計上する。

#### （２）発注者指定型の場合

遠隔臨場の実施に掛かる費用の全額を「（３）費用の算出方法」に従い、技術管理費に積上げ計上する。

#### （３）費用の算出方法

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、技術管理費に積上げ計上し、管理費区分は「9：全ての間接費の対象にしない場合」で計上すること。

機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に機器の耐用年数に対する使用期間割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合についても、基本的には同様の方法とする。

#### ア 耐用年数

下記の国税庁ホームページ (<https://www.keisan.nta.go.jp/h30yokuaru/airoshinkoku/hitsuyokeihi/genkashokyakuhi/taiyonensuhyo.html>) を参照すること。

例) カメラ, ネットワークオペレーティングシステム, アプリケーションソフト: 5年  
ハブ, ルーター, リピーター, LANボード: 10年

#### イ 費用のイメージ

(ア) 撮影機器, モニター機器の賃料 (又は損料)

(イ) 撮影機器の設置費 (移設費)

(ウ) 通信費

(エ) その他 (ライセンス代, 使用料等)

#### ウ 留意点

(ア) 遠隔臨場に係る機器及びシステムの選定に当たっては, 情報セキュリティ担当と協議が必要となる可能性があるため, 事前に監理検査課と協議すること。

(イ) 従来の立会・確認に要する費用は共通仮設費として率計上されているため, 遠隔臨場の実施に当たっては, 従来の費用から追加で必要となる費用を計上すること。

#### 4 その他

上記のほか, 本試行方針に記載のない事項については, 要領(案)及び監督・検査要領(案)によるものとする。